

# 国立大学法人滋賀大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

学長及び役員の期末特別手当については、業績等に基づき期末特別手当の額のその10分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額を支給することができる。平成19年度においては中期目標・中期計画を着実に遂行しているが、財政状況等を勘案し、経営協議会に諮った上で増減は行っていない。

#### 役員報酬基準の改定内容

- 法人の長 { 平成18年度に新設した地域手当(平成18年度は、報酬月額1%を支給)について、平成19年度は、報酬月額2%を支給した。
- 理事 { 平成18年度に新設した地域手当(平成18年度は、報酬月額1%を支給)について、平成19年度は、報酬月額2%相当を支給した。また、広域異動手当を新設し、役員出向者の理事について、報酬月額2%相当を支給した。
- 監事(非常勤) { 該当なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,828	千円 12,211	千円 5,025	千円 244(地域手当) 348(通勤手当)			
A理事	千円 15,097	千円 10,356	千円 4,261	千円 207(地域手当) 273(通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 14,480	千円 10,116	千円 4,162	千円 202(地域手当)		3月31日	
C理事	千円 14,692	千円 10,116	千円 4,162	千円 202(地域手当) 212(通勤手当)			
D理事	千円 11,443	千円 7,848	千円 3,281	千円 157(地域手当) 157(広域異動手当)			

A監事 (非常勤)	千円 2,611	千円 2,611	千円	千円 ( )		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,305	千円 1,305	千円	千円 ( )			

注1:「地域手当」とは、本法人の所在地における民間の賃金水準、物価水準等を考慮し支給されているものである。

注2:「広域異動手当」とは、転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し広域異動を行った者に対し支給されているものである。

注3:「前職」欄の記号について、「」は、役員出向者、「」は、独立行政法人等の退職者を示すものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注:「前職」欄の記号について、「」は、役員出向者、「」は、独立行政法人等の退職者を示すものである。

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

業務の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、「滋賀大学の財政計画」に基づき、教員の定年退職者の後任補充繰り延べ及び事務職員の計画的な削減による人件費抑制並びに多様な雇用形態の導入等により、適正かつ柔軟な人件費の管理を行う。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条及び独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、法人の業務実績及び社会一般の情勢に適合したものとなるように人事院勧告等を考慮し決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額(昇格)	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
基本給月額(昇給)	毎年1月1日に職員の勤務成績に応じて、最大8号給上位の号給に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員給与と改正を参考にして、以下のとおり改正した。

- ・若年層に限定し基本給月額及び基本給の調整額の引き上げを行った。
- ・扶養手当について子等に係る支給月額を6,500円とした。
- ・期末・勤勉手当について年間支給割合を4.45月分から4.5月分に引き上げた。
- ・広域異動を行った職員に対して広域異動手当を設け支給することとした。
- ・管理職手当の定額化を行った。一般職(一)適用者については、国家公務員と同額とし、教育職(一)適用者については、改正前の実支給額を平均化し算出した額を定額として設定した。
- ・平成18年度に昇給区分を5段階(A~E)に設けた新昇給制度は、特定職員に先行して適用していたが、平成19年度より一般職員にも適用した。

#### 注: 特定職員

- ・一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7であるもの
- ・教育職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5であるもの
- ・教育職基本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が4であるもの
- ・教育職基本給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が4であるもの

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 366	歳 46.9	千円 8,045	千円 5,772	千円 164	千円 2,273
事務・技術	人 93	歳 44	千円 5,966	千円 4,345	千円 137	千円 1,621
教育職種 (大学教員)	人 205	歳 49.8	千円 9,317	千円 6,620	千円 192	千円 2,697
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種(附属高校教員)	人 22	歳 44.1	千円 7,835	千円 5,742	千円 150	千円 2,093
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 42	歳 40	千円 6,795	千円 4,983	千円 107	千円 1,812
その他医療職種(看護婦)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:再任用職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注6:常勤職員中の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)及び任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外に記載しない。

注7:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注8:在外職員については該当者がいないため省略した。

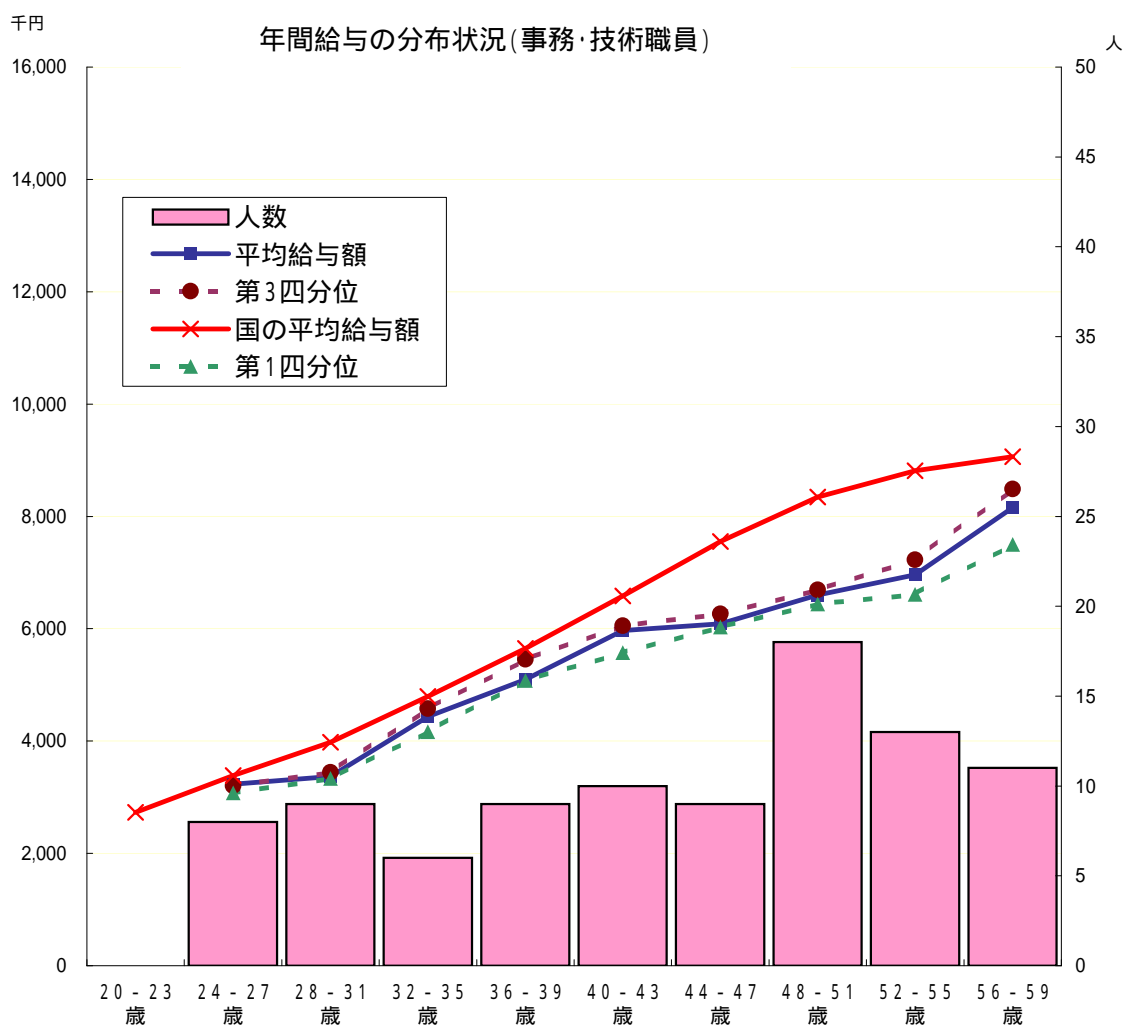
注9:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注10:再任用職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注11:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕

1. 事務・技術職員



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

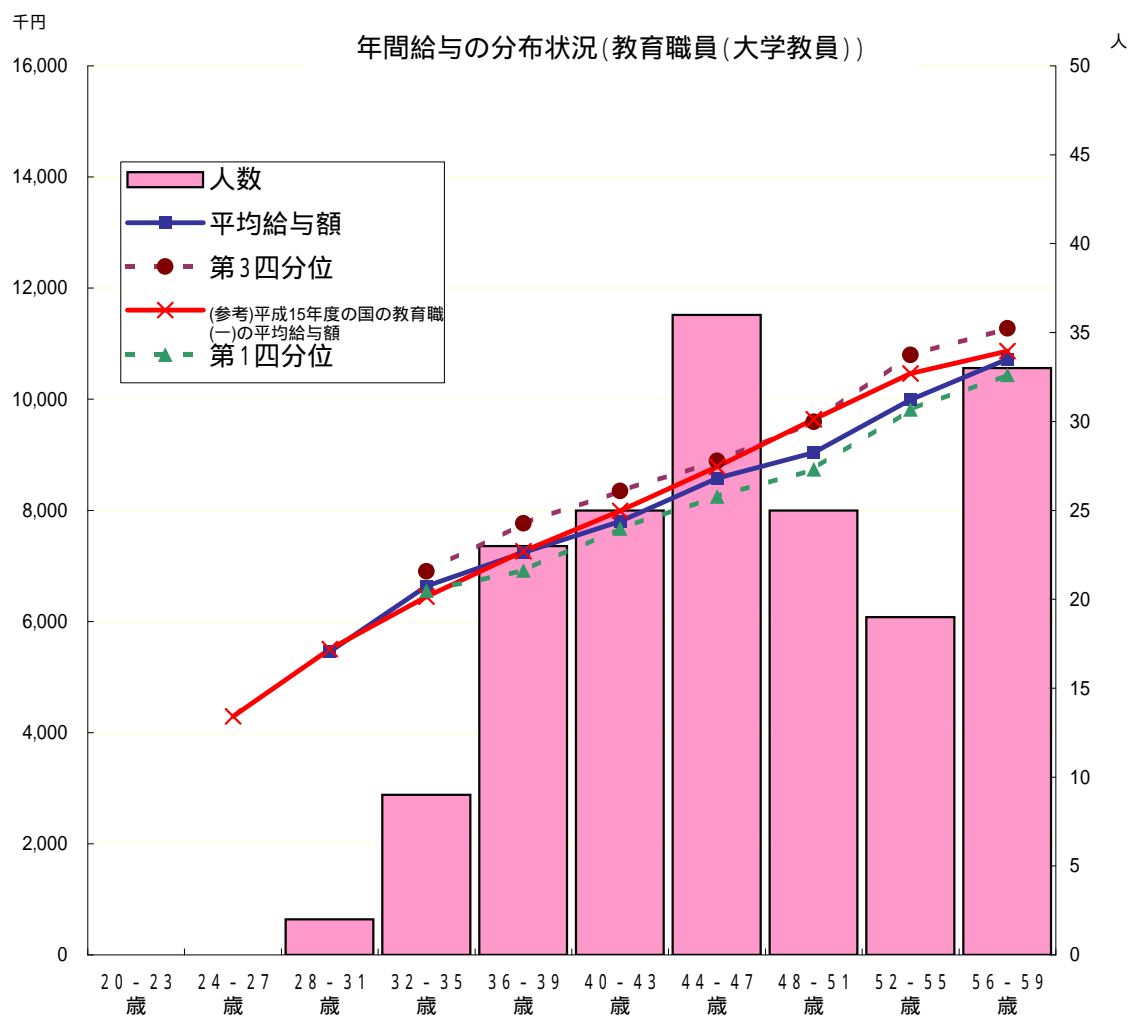
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	11	55.2	7,957	8,221	8,486		
副課長	16	51.5	6,597	6,889	7,102		
係長	37	46.9	5,791	6,158	6,490		
主任	10	37.8	4,346	4,840	5,298		
係員	19	28.7	3,187	3,430	3,493		

注1: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2: 「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「室長」を含む。

注3: 「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

## 2. 教育職員(大学教員)



注:年齢28～31歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	116	55.3	9,529	11,026	10,289	9,529	11,026
准教授	73	42.2	7,349	8,475	7,872	7,349	8,475
講師	7	44.5	5,772	7,857	7,041	5,772	7,857
助手	4	46.5	-	-	6,530	-	-
教務職員	5	43.9	5,230	5,450	5,423	5,230	5,450

注:助手の該当者が4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	課長
人員 (割合)	93	12 (12.9%)	10 (10.8%)	40 (43.0%)	17 (18.3%)	9 (9.7%)	5 (5.4%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		29 } 25	35 } 29	53 } 35	56 } 47	58 } 40	59 } 56	
所定内給与年額 (最高～最低)		2,709 } 2,170	3,699 } 2,422	5,087 } 2,814	5,218 } 4,479	6,055 } 5,284	6,627 } 6,080	
年間給与額(最高～最低)		3,615 } 2,975	4,946 } 3,332	7,036 } 3,896	7,349 } 6,251	8,241 } 7,412	9,128 } 8,314	

2.教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	205	5 (2.4%)	4 (2.0%)	8 (3.9%)	72 (35.1%)	116 (56.6%)
年齢(最高～最低)		51 } 37	54 } 38	59 } 29	59 } 33	64 } 40
所定内給与年額 (最高～最低)		4,346 } 3,643	4,908 } 4,464	5,820 } 3,784	6,769 } 4,271	8,303 } 5,600
年間給与額(最高～最低)		6,080 } 5,016	6,886 } 6,187	8,277 } 5,187	9,621 } 6,037	11,750 } 8,074

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	67.0%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.8%	33.0%	33.8%
	最高～最低	37.5～31.3%	37.4～29.5%	35.5～30.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	67.4%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0%	32.6%	33.3%
	最高～最低	38.1～30.8%	37.4～29.0%	36.3～29.8%

## 2.教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.5	% 33.4
	最高～最低	% 37.6～32.4	% 36.6～30.6	% 34.9～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.3	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.7	% 33.4
	最高～最低	% 38.1～32.2	% 37.4～27.1	% 35.7～31.2

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

### 1. 事務・技術職員

对国家公務員(行政職(一))

84.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

98.5

### 2. 教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

### 給与水準の比較指標について参考となる事項

#### 事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員 84.6	
	参考	地域勘案 88.5
		学歴勘案 84.7
	地域・学歴勘案 88.7	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 59.5% (国からの財政支出額 3,454,513,000円、支出予算の総額 5,810,548,000円:平成19年度予算)  【検証結果】 国からの財政支出の割合は、50%以上であるが、对国家公務員との給与水準の比較指標は84.6であり、給与水準は適正であると判断する。	
講ずる措置	今後も全体的な人件費抑制を図り、適正な給与水準の維持に努める。	

#### 教育職員(大学教員)

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.4



## 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度) 千円	前年度 (平成18年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減 千円 (%)
給与、報酬等 支給総額 (A)	3,410,360	3,481,422	71,062 ( 2.0)	183,424 ( 5.1)
退職手当支給 額 (B)	298,611	310,256	11,645 ( 3.8)	145,297 ( 32.7)
非常勤役職員 等給与 (C)	285,055	219,915	65,140 (29.6)	65,677 (29.9)
福利厚生費 (D)	424,215	452,144	27,929 ( 6.2)	27,879 ( 6.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	4,418,241	4,463,737	45,496 ( 1.0)	290,923 ( 6.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

### 総人件費について参考となる事項

#### 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額の対前年度比が2.0%減となったことについては、滋賀大学の財政計画に基づき、定年退職者の後任補充繰り延べによる人員削減が要因である。

最広義人件費については、給与、報酬等支給総額が大幅に低下(71,062千円)、それに伴う形で法定福利費が含まれる福利厚生費も低下(27,929千円)したが、常勤職員ポストの非正規職員への切替により非常勤役職員等給与が増加(65,140千円)したことから、1.0%の減にとどまった。

#### 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組み状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)で示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととされた中期目標に対して、本学では中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとしている。

人件費削減の取組の進捗状況は下表のとおりである。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,639,243	3,481,422	3,410,360
人件費削減率 (%)		4.3%	6.3%
人件費削減率(補正值)(%)		4.3%	7.0%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### 法人が必要と認める事項

特になし